

教生学第 484 号
平成 29 年 9 月 8 日

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長 様
各市町村教育委員会教育長
(各市町村立学校長)

北海道教育庁学校教育局参事 (生徒指導・学校安全) 川 端 雄 一

北朝鮮による弾道ミサイル発射に係る対応について (通知)

このことについて、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課、生涯学習政策局生涯学習推進課及び高等教育局高等教育企画課から別添写しのとおり事務連絡がありましたので通知します。

ついては、各学校等において、別添写しに示された事項について適切に取り組むようお願いいたします。

また、学校の安全管理や児童生徒等の安全確保のための体制の整備等については、平成 29 年 9 月 1 日付けで各教育局教育支援課長並びに各道立学校副校長・教頭あて送付した事務連絡を参考にしてください。



事務連絡
平成29年9月8日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課
各都道府県教育委員会専修学校各種学校主管課
各都道府県私立学校主管課
各国公私立大学担当課
各国公私立高等専門学校事務局 御中
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた地方公共団体の学校設置会社担当課
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課
文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課
文部科学省高等教育局高等教育企画課

北朝鮮による弾道ミサイル発射に係る対応について

文部科学省では、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）に基づく「文部科学省・スポーツ庁・文化庁国民保護計画」（平成17年10月13日付け17文科施第231号文部科学大臣・スポーツ庁長官・文化庁長官決定）において、学校等の設置者等に対し、学校等における安全確保及び安全指導体制等に関する計画等の整備や武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する啓発等について必要な指導助言及び支援等を行うこととしています。

テロ・ミサイル等突発的に大規模な災害をもたらす危険が発生するような状況に対しては、これまでも「ソフトターゲットにおけるテロ対策の推進について（協力依頼）」（平成29年3月9日付け事務連絡）等において、有事の際の情報共有・対処等について地域の実情に応じた各学校の危険等発生時対処要領（以下「危機管理マニュアル」という。）の見直しを推進するとともに、国民保護法第42条第1項が規定する国民の保護のための措置に係る訓練についても、各自治体の危機管理部局や関係機関と連携して推進すること等を周知してきたところで

す。

現下の国際情勢に鑑み、北朝鮮による弾道ミサイル等が万が一、我が国領域内に落下する可能性も考慮し、貴課におかれては、各自治体の危機管理部局と緊密に連携し、各学校（専修学校・各種学校を含む。以下同じ。）において、下記事項について適切に取り組みられるよう、御指導等をお願いします。

なお、「弾道ミサイル落下時の行動等について」（平成29年4月21日付け消防国第38号消防運第24号）を参考に、別紙のとおり、弾道ミサイルが落下する可能性がある場合に取りべき行動例について取りまとめたので、各学校や地域の実態に応じた対応を検討する際に御活用ください。（詳細については、国民保護ポータルサイト（<http://www.kokuminhogo.go.jp/>）を御確認ください。）

各都道府県・指定都市教育委員会におかれては、所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、各都道府県私立学校主管課におかれては、所轄の学校法人等及び学校に対して、各国立大学担当課におかれては附属学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社等及び学校に対して、厚生労働省の専修学校主管課におかれては、所管の専修学校に対して、都道府県認定こども園主管課においては、域内の市町村認定こども園主管課及び所轄の認定こども園に対して、この趣旨を周知徹底されるようお願いいたします。

記

- 1 各学校において、当該自治体の国民保護計画を参考にしながら、校内だけでなく校外での授業も含め様々な状況を具体的に想定しつつ、地域の実情に応じた具体的な対応方策について検討し、危機管理マニュアル及び学校安全計画等の見直しを行っていくこと。
- 2 各学校において、Jアラート等を通じて緊急情報が発信された際の児童生徒等の避難誘導等の安全確保の方策について、全教職員で共通理解を図っておくこと。
- 3 学校の設置者等は、自治体の危機管理部局や関係機関（例えば、警察、消防、自衛隊等）と連携強化を図ること。
- 4 学校の設置者等は、自治体の危機管理部局と連携した避難訓練を推進すること。

（留意事項）

- ・児童生徒等の実態に応じた安全指導を行うこと。
- ・政府としては、国民の安心・安全の確保に万全を期しており、保護者、児童生徒等を必要以上に不安にさせることがないよう十分配慮すること。

- ・臨時休業の取扱いについては、学校教育法施行規則（昭和44年文部省令第11号）第63条に基づき、学校長の判断によることとなるが、Jアラート等を通じて緊急情報が発信された場合において臨時休業とするか否かは、学校の設置者と協議の上、あらかじめ定めておくこと。また、始業前においては、登校前の児童生徒等は自宅待機とし、登下校中又は既に登校している児童生徒等については、別紙のとおり行動をとること等について、あらかじめ注意喚起しておくこと。

※本件に関する取組状況については、今後調査を実施する予定であることを申し添えます。

【関連通知等】

- 「学校安全に関する更なる取組の推進について（依頼）」（平成27年3月31日）
- 「学校における安全確保の取組について（依頼）」（平成28年2月24日）
- 「ソフトターゲットにおけるテロ対策の推進について（協力依頼）」（平成28年5月2日）
- 「ソフトターゲットにおけるテロ対策の推進について（協力依頼）」（平成29年3月9日）
- 「学校安全に関する更なる取組の推進について（依頼）」（平成29年3月21日）
- 「第2次学校安全の推進に関する計画について（通知）」（平成29年3月31日）

【問合せ先】

文部科学省初等中等教育局
健康教育・食育課交通安全係
tel : 03-5253-4111 (2695)
fax : 03-6734-3794

(別紙)

弾道ミサイルが落下する可能性がある場合にとるべき行動例について

(平成 29 年 4 月 21 日付け消防国第 38 号, 消防運第 24 号「弾道ミサイル落下時の行動等について」を参考に作成)

1. Jアラートを活用した緊急情報が発信された場合の行動例

- ミサイルが日本に落下する可能性がある場合は、Jアラートを通じて、防災行政無線等で特別なサイレン音とともにメッセージが流れるほか、緊急速報メール等によって緊急情報が発信されるので、メッセージが流れたら、落ち着いて直ちに次の行動をとることが求められる。

【屋外にいる場合の行動例】

- ・近くのできるだけ頑丈な建物や地下などに避難する。
- ・近くに適当な建物がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せ、頭部を守る。

【屋内にいる場合の行動例】

- ・できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動する。

【自動車の車内にいる場合の行動例】

- ・車は燃料のガソリンなどに引火する恐れがあるため、車を止めて頑丈な建物や地下街などに避難する。周囲に避難できる頑丈な建物や地下街などが無い場合、車から離れて地面に伏せ、頭部を守る。

2. ミサイルが着弾した場合の行動例

- ミサイルが着弾した場合に取るべき行動の例は以下の通り。
- ・近くにミサイルが着弾した場合は、屋外にいる場合は、口と鼻をハンカチで覆いながら、現場から直ちに離れ密閉性の高い屋内の部屋または風上に避難する。屋内にいる場合は、換気扇を止め、窓を閉め、目張りをして室内を密閉する。
- ・弾頭の種類に応じて被害の様相や対応が大きく異なるため、テレビ・ラジオ・インターネット等を通して、情報収集に努めるとともに、行政からの指示があればそれに従って、落ち着いて行動する。